Ⅲ 利用者が死亡した場合、預かり品の返還先や死後の事務はどうなる

利用者死亡時の終了

1 預かり品の取扱い

【ポイント】
利用者の死後、預かり品は遺産となり、相続人以外の者は処分できない。

【解説】

利用者の死亡は、契約の終了事由となります（民法 653 条）。死亡によって相続が開始され（民法 882 条）利用者の財産に属した一切の権利義務を、相続人が承継します（民法 896 条）。日常生活自立支援事業においても、契約書 13 条の規定により本事業契約は終了するため、実施機関では利用者の死亡後、利用者の預かり財産からの出金、支払をすることはできません。（ただし、「特約」を締結していれば、「特約」に基づく支払いをすることが可能です。**第 4 章Ⅳ7「『特約』にかかる現金の取り扱いについて」（p85～）**を参照）

預かり品については、相続人、遺言執行者、相続財産管理人、保管物品受取人等、預かり品を受領する権限のある者に引き渡すまで保管を継続します。

〈成年後見人等が選任されている場合の取扱い〉

成年後見人等は本人の死亡により法定代理人ではなくなることから、成年後見人等が選任されている場合においても、推定相続人へ返還することを原則とします。但し、本人の死亡時において相続人が行方不明の場合等、特別な事情がある場合は大阪府社会福祉協議会に相談してください。

2 保管物品受取人がいる場合の預かり品の返還

【ポイント】
預かり品は保管物品受取人に返還する

【解説】

利用者が生前に契約で保管物品受取人を定めていた場合は、**保管物品受取書（様式第 36-1 号）**と引き替えに預かり品を保管物品受取人に返還します。返還の際には保管物品受取人に、預かり品を贈与したのではなく、別途、相続人間で遺産分割協議を行う必要がある旨を十分に説明し、返還します。

3 保管物品受取人を定めていない場合の預かり品の返還先

利用者が生前に保管物品受取人を定めていない場合は以下の場合に分けて預かり品の返還先を定めます。

〈1〉 遺言書を作成していた場合
〈2〉 遺言書を作成しておらず、相続人がいる場合
〈3〉 遺言書を作成しておらず、相続人がいない場合
〈4〉 遺言書を作成しておらず、相続人の有無が不明な場合

‹1› 遺言書を作成していた場合

遺言書の内容にしたがって預かり品の返還先を検討します。

なお、公正証書遺言(※注釈１)以外の遺言書は内容を確認する前に家庭裁判所で検認手続きを終えているか確認してください。

【ポイント】

(1) 日常生活自立支援事業で預かる遺言書は公正証書遺言に限る

(2) 利用者が遺言書で遺言執行者(※注釈 2 p100 参照)を選任していれば遺言執行者に返還する

(3) 遺言書に実施機関の預かり品についての記載がなければ、遺言書が作成されていないものとして扱う (p100～を参照)

【解説】

(1) 遺言書の預かりについて

日常生活自立支援事業で預かることができる遺言書は、検認が不要な公正証書遺言に限ります。

(2) 遺言執行者について

公正証書遺言を預けていた利用者が死亡した場合は、実施機関で遺言書の内容を確認します。遺言書で遺言執行者が定められている場合は遺言執行者に預かり品を返還します。

(3) 遺言書に預かり品についての記載がない場合

遺言書に実施機関が保管している財産についての記載がなければ、預かり品は遺言のない財産として扱われます。（次項‹2›～‹4›を参照）

※注釈１　公正証書遺言について

遺言には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の３種がありますが、最も確実性が高いのは公正証書遺言であり、本事業では公正証書遺言以外の遺言は預かれないこととなっています。

公正証書遺言は、公証人の前で、証人２人以上の立会のもとに、遺言の内容を遺言者が直接公証人に伝えます。口頭で伝えるのが原則ですが、手話通訳を介すことや、筆記等で内容を表示させる方法も認められています。体が不自由で、公証役場へ出向くことができないときは、公証人が出張してくれます。公正証書遺言は公証人が作成するため内容に疑義はなく、偽造・変造の心配もありません。

どのような遺言の内容にしたらよいか相談したいときは公証人も相談にのってくれますが、社協の職員が同行することは利益相反の問題が発生する可能性もあることから、本人が弁護士等に手続を委任することが望ましいでしょう。市町村社協の合同顧問弁護士に相談し、公正証書遺言の手続を委任した例もあります。なお、弁護士に委任する場合は報酬（作成費用）がかかります。

また、遺言をするには、遺言ができるだけの判断能力（「自分が死んだら自分の財産を誰それにあげる」ということを理解できる能力。「遺言能力」という）が必要ですので、遺言者にこの能力があるか、判断が必要です。

さらに、遺言は本人の意思により作成するものであり、本人の意思を尊重しながら慎重にすすめていく必要があります。

※注釈２　遺言執行者について

遺言執行者は、遺言を法的に実現するための執行を行う役割を担います。

このため、遺言執行者は相続人の代理人とみなされ（民法 1015 条）、遺言執行者がいる場合、相続人は相続財産の処分権限を喪失します（民法 1013 条）。つまり、本事業において利用者が死亡した場合は、相続人（保管物品受取人を含む）の有無にかかわらず、遺言執行者に保管物品を返還することとなります。なお、遺言執行者を誰にするかは、遺言で指定することができ、遺言で遺言執行者の指定を第三者に委託することもできます（民法 1006 条 1 項）。

〈2〉 遺言書を作成しておらず、相続人がいる場合

【ポイント】

(1) 相続人が複数いる場合は、相続人全員に預かり品を返還する。同意書（様式第 36-4 号）によって相続人全員の同意を得た者に返還することもできる。

(2) 返還の際、相続人であることを確認する。（健康保険証、免許証等）

【解説】

(1)　相続人が複数おり、相続人間で預かり品の受領者についての合意が整っていない場合は、相続人の一部に預かり品を引き渡すことはできず、相続人全員に返還することが原則です。相続人全員の立会いが困難な場合は、相続人全員の同意を得た者（以下、「指定相続人」とする）に返還することもできます。

実施機関は、相続人全員もしくは「指定相続人」に預かり品を返還するまでの間、預かり品を適切に保管しておく必要があります。

相続人全員の同意を得るために以下の方法をとることが考えられます。

①連絡可能な相続人に他の相続人全員の意思確認や預かり品の受領についての書面による同意を得るなど、受取人を定めるための調整を依頼します。

②戸籍調査によって判明した相続人全員から**預かり品の返還に関する指定相続人の指定について（様式第 36-4 号）**（以下「**同意書（様式第 36-4 号）**」とする）を徴します。**同意書（様式第 36-4 号）**には実印の押印と印鑑証明書の添付を求めます。同意に関する説明書や様式類は内容証明郵便を利用するなど、相手方に送付したことが確認できる方法で送付します。相続人全員から、預かり品の返還を受ける相続人を選任することについて同意を得ます。

③上記の方法を用いた結果、一部の相続人へ預かり品を返還せざるを得ない場合には、実施機関が相続人間のトラブルに巻き込まれないよう、同意書とあわせて**保管物品受取書（様式第 36-3 号）**により、返還後の保管物品に関する協議・調整については、返還を受ける相続人が対応すべき旨を文書で確認したうえで返還します。

(2)　預かり品を返還する際には、健康保険証や運転免許証等の提示を受け、相続人本人であることを確認する必要があります。

<3> 遺言書を作成しておらず、相続人がいない場合

【ポイント】
相続人がいないことを確認できれば相続財産管理人の選任手続きの必要性を検討する

利用者に相続人がいないことが明らかな場合は、以下のとおり対応します。

①利用者が生活保護を受給していた場合には、預かり品の処分等について福祉事務所に委ねることができるか確認します。
②保管物品の管理を行う相続財産管理人（民法 951 条、952 条）の選任の必要性について検討し（※注釈３）、必要があれば家庭裁判所に申立てます。
実施機関は利害関係人として選任の申立をすることが可能ですが、「特約」に定めておく場合を除いては、申立費用は利用者の財産から出費することはできません。
③相続財産管理人が選任された後、保管物品を相続財産管理人に引き渡します。
なお、利用者の生前に必要とされた費用等の支払い、及び事務処理を行なう必要が生じることもあるため、予め、「特約」で定めておくことも可能です。（**第 2 章Ⅶ「福祉サービス利用援助契約特約書の解説」**（p55～）参照）

■ **民法第 951 条【相続財産法人の成立】**
相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

■ **民法第 952 条【相続財産管理人】**
① 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。
② 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

なお、利用者に戸籍上相続人がいるものの、これまでの住所または居所を去り、容易に帰る見込みがない場合は、実施機関が利害関係人として不在者財産管理人（民法 25 条）の選任手続きを行うことができます。

※注釈３　相続財産管理人選任の申立ての必要性について

（1）相続財産管理人とは

相続人の存在、不存在が明らかでないときには、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の申し立てにより、相続財産管理人を選任します。相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

（2）本事業における申立ての必要性について

本事業において、利用者の相続人が不存在の場合、社協としては、預かり品返却のために利害関係人として相続財産管理人選任の申立てを検討することとなります。これは、社協には相続財産管理人の申し立て義務はないものの、社協という公共性の強い組織の特性から、相続人に対して返還不能となった財産を国庫に帰属させることは道義的に考えても望ましいからです。

しかし、相続財産管理人選任の申立てを行うには、一定の問題をクリアしておく必要があります。

◆１つ目は、相続財産管理人選任の申立てを行う際の費用面の問題です。

利害関係人が相続財産管理人選任の申し立てを行う際、家庭裁判所から予納金を求められることがあ

ります。予納金は相続財産管理人の報酬にあてられるため、すぐに現金化できるような預貯金がある場合は求められることが少ないようですが、不動産などの財産しかない場合には求められることになります。

そこで、申立人が予納金や申し立て書類にかかる費用、相続人調査にかかる費用等を支出しなければなりません。社協が申立てを行った場合、相続財産管理人が選任されるまで、そうした費用の立て替え払いを行わなければならないということになります。

◆２つ目は、特約における前納金の確保の問題です。

相続財産管理人選任の申立てにあたって、社協として立替払いをすることが困難である場合、社協は利用者の生存中に「福祉サービス利用援助契約特約書」を締結し、申立て費用等の前納を受けておくことができます。しかし、利用者の財産状況から前納を受けておく費用の確保が難しい場合には、利用者死亡後、相続財産管理人の申立てを行うことは事実上困難となります。

上記２点の問題が解決されれば、社協は相続財産管理人選任の申立て手続を行いますが、その問題が解決されなかった場合、**廃棄の前提となる条件③（p103）**を適用し、契約終了から 10 年経過したのちに、大阪府社会福祉協議会の同意を得て利用者の預かり書類等を廃棄することができます。

〈4〉 遺言書を作成しておらず、相続人の有無が不明な場合

相続人の有無が不明な場合は、相続人調査（**5「死亡時の相続人調査」（p105）参照**）を行います。利用者に相続人がいることが判明すれば前述の「〈2〉遺言書を作成しておらず、相続人がいる場合」にしたがって対応し、いないことが明らかになった場合は「〈3〉遺言書を作成しておらず、相続人がいない場合」に記載のとおり、相続財産管理人の選任手続きの必要性を検討します。

なお、相続財産管理人の必要性を検討した結果、選任手続きが事実上困難な場合は、**廃棄の前提となる条件（p103）**を適用し、契約終了から 10 年経過したのちに、大阪府社会福祉協議会の同意を得て廃棄することができます。

4 保管物品返還不能時の対応と保管物品の管理について

利用者が死亡し、預かった物品を返還することができない場合、福祉サービス利用援助契約第９条「通帳・証書類やはんこの保管」では次のように定めています。

> 第９条
> ③この契約が終わったときは、（市町村社協）による保管も終わります。ただし、受取人がいないなどの理由により、やむを得ず通帳・証書類やはんこを預かり続けることとなった場合、（市町村社協）は、契約終了後 10 年を経過した後、大阪府社会福祉協議会の同意を得てそれらのものを廃棄することができるものとします。
> ④この契約が終了した後も返却の申し出がないため保管している公的書類については、関係公的機関に随時引き渡すことができます。

（1）保管期限及び廃棄の前提となる条件について（第９条③）

相続人へ保管物品を返還することができない正当な事由がある場合、契約終了から 10 年経過

したのちに、大阪府社会福祉協議会の同意を得て利用者の保管物品を廃棄することができます。

利用者の死亡後、相続人への連絡調整を行った場合は必ずケース記録に残しておいてください。

廃棄の前提となる条件については次のとおりです。

【廃棄の前提となる条件】

保管物品受取人へ返却できない場合であって、次のいずれかの条件に該当する場合。

①相続人に対し受取りについての通知を行い（連絡期限 3 カ月程度）、期限内に相続人等から連絡がなかった場合

②相続人が受取り拒否しているとき

③相続人が不存在で、相続財産管理人選任の申立てを行うことが困難な事情がある場合

④その他、親族や社協、行政による戸籍調査が困難な場合

また、平成 23 年 3 月末以前に福祉サービス利用援助契約を締結しており、かつ利用者死亡後に保管物品の返還が困難と予想されるケースについては、**「福祉サービス利用援助契約変更契約書（様式第 9－4 号）」**を新たに作成します。

すでに契約が終了し、返還不能となっているケースについても、上記の条件に該当する場合は民法第 166 条の債権等の消滅時効により 10 年で廃棄します。なお、時効の起算日については**日常生活自立支援事業をめぐる法律 Q&A（ｐ113）**を参照してください。

～メモ～

通帳や印鑑を廃棄することで、預貯金そのものが消滅することはありません。このことは、通帳を紛失しても再発行が可能なことからも理解できます。

通帳・印鑑を廃棄した後でも、相続人が金融機関に対して自らが相続人であることを戸籍等により証明すれば、預貯金の払戻請求ができる場合があります。（長期にわたって払戻請求がなかった預貯金について、相続人の請求により払戻に応じるかどうかは金融機関の判断になります。但し、通帳・印鑑を持っていること自体は相続人であることの証明にはならず、払戻の請求要件でありません。）

(2) 公的書類の関係公的機関への引き渡しについて（第 9 条④）

市町村社協は、契約が終わった日の翌日から、受取人・利用者の相続人のいずれからも市町村社協に対して公的書類の返却申し出がなかった場合、あるいは受取人が受取りを拒否した場合に、随時、関係公的機関に対し公的書類を引き渡すことができます。

これは、公的書類は利用者の財産ではなく遺産に含まれないこと、及び市町村社協が契約終了後も公的書類を預かり続けることは事務的にも負担であることから設けるものです。

公的書類を関係機関へ引き渡す際は、引き渡した日、引き渡した公的機関、及び引き渡した書類をケース記録に記載します。また、死亡から 10 年が経過し、大阪府社会福祉協議会の同意を得て通帳等の廃棄を行った場合、**契約終了者の保管物品廃棄処理台帳（様式第 53 号）**の備考欄にも公的書類を引き渡した日、機関名、引き渡した書類を記載しておきます。

なお、公的書類とは、年金証書・年金手帳・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険サービス受給者証・障害福祉サービス受給者証等、関係機関が作成した書類をさします。

(3) 大阪府社会福祉協議会への終了報告について

利用者の死亡により契約は終了しますが、死後の事務処理が残るため月報上は保管物品返還日を終了月としています。保管物品を相続人へ返還した後、速やかに大阪府社会福祉協議会へ**終了報告書(様式第 37 号)**を提出します。**(第 5 章Ⅳ (5)「大阪府社会福祉協議会への報告」**(ｐ109) 参照)

但し、死亡から 6 カ月を経過しても保管物品が未返還の場合は、死亡年月日から 6 カ月経過後の月末を以て月報上終了とします。この場合、月報による報告とともに**月報上終了時における事務処理状況報告書(様式第 47 号)**に下記の書類を添付して、大阪府社会福祉協議会へ報告します。

(添付書類) **・契約終了者の保管物品管理台帳【写】(様式第 48 号)**
・契約終了者の保管物品及び事務処理状況について(様式第 49 号)

(4) 契約終了者の保管物品の取扱いと管理体制について

①死亡日から 6 カ月が経過し、保管物品が未返還となっているケースについては、**契約終了者の保管物品管理台帳(様式第 48 号)**を作成し、担当者及び事業の管理責任者が確認を行ったうえで確認印を押印します。

②毎年度末に保管している物品の存否や残高を担当者及び事業管理責任者が確認し、**契約終了者の保管物品管理台帳(様式第 48 号)**に確認日を記入のうえ確認印を押印します。

実施機関は、**契約終了者の保管物品の管理及び事務処理状況報告書 (第 50 号)** に下記の書類を添付して、毎年 4 月末日までに年度末の状況を大阪府社会福祉協議会へ報告します。

(添付書類)
・契約終了者の保管物品管理台帳【写】(第 48 号)
・契約終了者の保管物品及び事務処理状況について(第 49 号)

③大阪府社会福祉協議会は、毎年度実施機関から**契約終了者の保管物品の管理及び事務処理状況報告書(様式第 50 号)**により報告を受け、3 年に 1 回程度の実地調査により保管物品の存否や残高等の確認を行います。

(5) 廃棄の手順と事務処理方法

①死亡から 10 年が経過し、**廃棄の前提となる条件 (第 5 章Ⅲ4、ｐ103)** に該当するため保管物品を廃棄する際は、**契約終了者の保管物品廃棄に関する承認願いについて(様式第 51-1 号)**に下記の書類を添付して実施機関から大阪府社会福祉協議会へ承認願いを送付します。

(添付書類)
・契約終了者の保管物品管理台帳【写】(様式第 48 号)
・契約終了者の保管物品及び事務処理状況について(様式第 49 号)
・ケース記録等(廃棄が適当と判断できる書類)【写】

②大阪府社会福祉協議会は、**契約終了者の保管物品廃棄同意書(様式第 52-1 号)**又は**契約終了者の保管物品廃棄不同意書(様式第 52-2 号)**により保管物品の廃棄の適否について実施機関へ通知します。

③大阪府社会福祉協議会から廃棄の承認を得た場合、実施機関は保管物品を複数の職員立ち会いのもと廃棄し、**契約終了者の保管物品廃棄処理台帳（様式第 53 号）**に廃棄書類（通帳を廃棄する場合は通帳の金融機関名・支店名・口座の種類・口座番号・預貯金名義人・預貯金残高を記録）や廃棄事由、廃棄年月日等を記載し、担当者と事業管理責任者が廃棄確認印を押印します。

④実施機関は**契約終了者の保管物品廃棄に関する報告書（様式第 51-2 号）**に下記の書類を添付し、大阪府社会福祉協議会へ報告します。

（添付書類）

・契約終了者の保管物品廃棄処理台帳【写】（様式第 53 号）

5 死亡時の相続人調査

保管物品受取人が定まっている場合や公正証書遺言で遺言執行者が選任されている場合は、死後の相続人調査は不要です。相続人の有無は戸籍謄本や除籍謄本を調査する方法をとります。

戸籍法第 10 条第 1 項では、戸籍謄本等の交付請求ができるのは、戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む）又はその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属と定められており、実施機関としては、当該規定に定められている者に戸籍謄本等の交付請求を依頼します。

当該規定に定められている者と連絡がつかない場合は、戸籍法第 10 条の 2 に基づき社協による第三者請求を行うか、弁護士等への委任を検討します。

なお、相続人確認に係る調査及びその支払いにあてるため、予め、「特約」を定めておくことも可能です。（**第 2 章Ⅶ「福祉サービス利用援助契約特約書の解説」（p55～）**参照）

■戸籍法第 10 条【戸籍に記載されている者等による交付請求】

①戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

（以下略）

■戸籍法第 10 条の 2【第三者請求等】

①前条第 1 項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前 2 号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその理由を必要とする事由

② 省略

③ 第 1 項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸

籍謄本等の交付の請求をすることができる。（以下略）

（以下略）

6 死亡後の諸経費

【ポイント】

本人の死亡を把握した時点から金融機関との取引や実施機関が保管している現金による支払は原則としてできない。

【解説】

利用者の死亡は、本契約の終了事由となります（民法 653 条）。

ところが、実際には本人の死亡で事務処理が終了することはなく、諸々の事務が残され、その処理が必要になることがあります。例えば、生前に実施機関がかかわっていた福祉サービス利用料の未払分の支払をはじめ、日常的金銭管理すなわち、医療費・入院費用、その他、日常の公共料金や家賃等の支払いが考えられます。

実施機関が預かっている本人の財産は、本人が死亡した時から本人の財産ではなく、費用の支払いは、相続人や相続財産管理人など相続財産を正当に処分できる権限がある者が行います。したがって実施機関が本人の死亡を把握した時点から、金融機関との取引や実施機関が保管している現金による支払は一切できなくなります。

ただし、「特約」（福祉サービス利用援助契約特約書）において、これらの支払についての契約がなされている場合にはこの限りではありません。（**第 2 章Ⅶ「福祉サービス利用援助契約特約書の解説」**（p55～）参照）

また、利用者の死後の事務処理について、利用者の意思を実現するための制度として遺言があります。（**「※注釈 1　公正証書遺言について」**（p99）参照）

7 葬儀

死亡者の埋葬、火葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」9 条により、「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれをおこなわなければならない」とあることから、引取者のいない遺体の埋葬、火葬等については、死亡地の市町村長の対応に委ねます。なお、「埋葬、火葬」と葬儀とは異なります。

日常生活自立支援事業では葬儀は行えません。法律上、実施機関が預かっている本人の財産については、本人が死亡した時点から本人の財産ではなく、相続人の財産となります。よって日常生活自立支援事業では、葬儀の手配や利用者の預かり金から葬儀費用を支払うことはできません。

ただし、下記の者については市町村が葬儀を行うことが可能です。

- 生活保護受給者（葬儀を行う費用がない場合に葬祭扶助が適用されるため、生活保護のケースワーカーに相談してください。）
- 養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへ措置されている者（老人福祉法第 11 条 2 項により、市町村が施設へ葬儀の委託をすることができます。）

■ **墓地、埋葬等に関する法律 9 条**

① 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

② 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

■ **行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条**

行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

■ **行旅病人及行旅死亡人取扱法 13 条**

① 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

② （略）

■ **生活保護法 18 条【葬祭扶助】**

① 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 検案

二 死体の運搬

三 火葬又は埋葬

四 納骨その他葬祭のために必要なもの

■ **生活保護法 18 条【葬祭扶助】**

② 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

■ **老人福祉法 11 条【老人ホームへの入所等】**

市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

1 （略）

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

■ **老人福祉法 27 条【遺留金品の処分】**

1 市町村は、第十一条第二項の規定により葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 （略）